

軽減税率対策補助金

軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方には、複数税率対応レジの導入、受発注システムの改修、請求書等の作成に係るシステムの改修等を行う際^(注)に、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」の制度があります。

(注) リースによる導入も補助対象となるものがあります。

軽減税率制度に対応するためのレジや券売機、受発注システム、請求書管理システムの改修費用は、一般的に修繕費として処理できます。

○ 軽減税率対策補助金の3つの申請類型



A型（複数税率対応レジや券売機の導入等支援）のポイント

レジや券売機を使用して日頃から軽減税率対象商品を販売している事業者が、複数税率に対応するためのレジや券売機の新規導入や、既存のレジや券売機の改修を支援します。

対象者	軽減税率の対象商品の販売を行っている中小の小売事業者等
補助率	原則 3/4 なお、3万円未満のレジを1台のみ購入の場合 4/5
補助上限	レジ1台あたり20万円、券売機1台あたり20万円 なお、新たに商品マスタの設定等が必要な場合にはプラス20万円で上限40万円 1事業者あたり上限200万円
完了期限	2019年9月30日まで

B型（電子的受発注システムの改修等支援）のポイント

電子的な受発注システム（EDI/EOS等）を利用して軽減税率対象商品を取引している事業者が、複数税率に対応するために必要となる機能の改修・入替えを支援します。

対象者	軽減税率制度の導入に伴い電子的に受発注を行うシステムの改修等を行う必要がある中小の小売事業者、卸売事業者等
補助率	原則 3/4
補助上限	1000万円（発注システム）、150万円（受注システム）
完了期限	2019年9月30日まで システム会社に改修を依頼する場合は、2019年6月28日までに事前申請が必要

C型（請求書管理システムの改修等支援）のポイント

事業者間取引における請求書等の作成に係る対応（「区分記載請求書等保存方式」への対応）のため、これに対応するシステム（請求書管理システム）の改修・導入、パッケージ製品、事務機器の導入等を支援します。

対象者	軽減税率制度の導入に伴い請求書管理システムの改修等を行う必要がある中小の小売事業者、卸売事業者等
補助率	原則 3/4
補助上限	150万円
完了期限	2019年9月30日まで

軽減税率対策補助金等に関するお問合せ先

軽減税率対策補助金等の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

URL <http://kzt-hojo.jp>

フリーダイヤル 0120-398-111 【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

専用ダイヤル 0570-081-222 【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)